

# 生活のきまり

2024年度



中野区立緑野中学校

## 校 歌

作詞 篠 清弘  
作曲 篠 清弘

一 緑が萌える 中野の大地  
希望の空に 勇気はあつく  
心を磨き 健やかに  
瞳の中に 未来を映す  
理想は高く 堂々と  
愛する母校 誇りは永久に  
緑野中学校

二 遥かに望む 美しい富士  
朝陽を浴びて きらめき放つ  
友との絆 大切に  
重ねる努力 未来へつなぐ  
大志の学び 悠々と  
愛する母校 誉れは永久に  
緑野中学校

## 学 校 の あ ゆ み

平成 20 年 4 月 1 日 第六中学校と第十一中学校の統合により配置

4 月 8 日 第 1 回入学式

4 月 11 日 生徒会発足式

5 月 1 日 開校記念式典

6 月 8 日 第 1 回体育祭

6 月 8 日 PTA 設立総会

10 月 8 日 第 1 回学芸発表会

平成 21 年 3 月 19 日 第 1 回卒業式

5 月 1 日 1 周年記念式典

School Color Day

平成 30 年 11 月 17 日 10 周年記念式典

## 生徒心得

私たちは、常に緑野中学校の生徒としての誇りと自覚をもって、行動するよう心がけましょう。

明るい緑野中  
安全な緑野中  
健康な緑野中

で生きる力を身につけるために

- 1、いつでもどこでも学ぶ心を持ち、確かな学力を身につけるように努めよう。
- 2、自分のよさを認め。友達を思いやる気持ちを忘れずに豊かな心を育てるように努めよう。
- 3、規則正しい生活習慣を身につけ。積極的に身体を鍛え、何事にも意欲的に取り組むように努めよう。

## 教育目標

探求  
創造  
共生



2008年4月1日 校章制定

二枚の葉により、「緑野」の「緑」と二校の統合により誕生した学校であることを表現している。また、二枚が重なり合っていることで葉が一枚一枚あわさって年月を重ねていくことを表している。

これには、毎年生徒が入学し、成長して卒業することを繰り返すことで学校がその歴史を刻み、よき伝統を築いてほしいとの願いが込められている。

# 学 校 生 活

## 1 通学

登校・下校の際には、次のことに注意する。

- ① 欠席や遅刻の連絡は保護者の方から学校へ連絡をしてもらう。電話の場合は 7:50~8:15 の間に、メールの場合は 8:15 までに連絡をしてもらう。
- ② 通学は徒歩とし、自転車通学は一切禁止とする。
- ③ 出席確認は 8:25 に自席（着席）で行う。登校していたとしても、8:25 に着席していない者は遅刻となる。
- ④ 朝礼（全校、生徒会、学年）のある場合は、8:25 の時点で現地にて出席確認を行う。  
※8:25 に現地（体育館、地下体育館、フリールーム）にいないければ遅刻となる。
- ⑤ 遅刻して登校した場合は、直接教室へ行かず、必ず職員室の学年の先生に報告し、【遅刻届】に登校時間を記入し、先生に確認を受けてから教室へ行く。
- ⑥ 登下校の際に、飲食店・コンビニ等に立ち寄らない。買い物等は厳禁とする。
- ⑦ 交通ルールとマナーを守り、人の迷惑になるような行動は慎むこと（例：道いっぱいに広がらない、大きな声を出して歩かない等）。
- ⑧ 登下校とも正門を利用する。

## 2 授業

毎時の授業を大切にして、確かな学力を身につけるために、次のことに注意する。

- ① チャイム着席を徹底する。チャイム着席ができていない場合は授業遅刻となる。
- ② 授業の開始・終了の挨拶は全員できちんとする。
- ③ 授業に集中し意欲的に取り組む。
- ④ 終学活は最後の授業終了 5 分後を目標に、すぐに開始すること。

## 3 休み時間

次の授業に向けて、次のことに注意する。

- ① 授業間の 10 分間は、教室移動やトイレ、次の授業の準備をする。遊び時間ではない。
- ② 特別教室への移動、体育の着替えは休み時間中に完了し、次の授業に遅れないこと。
- ③ 廊下やトイレで遊ばないこと。
- ④ 昼休みは予鈴で休み時間の活動を終了し、次時の授業場所に移動すること。
- ⑤ 昼休みは、グラウンド・体育館・中庭の開放があります。体育館と中庭の鍵やボールは学級委員が管理します。グラウンドの鍵やボールは生活委員が管理します。
- ⑥ 昼休みは、必要に応じて歯磨きをしても構いません。
- ⑦ ボールの貸し出しなどは、昼解放の決まりに従いましょう。  
※自分でボール、バット、グローブ等を持ってきて遊ぶことは認めていません。  
※トランプ、UNO、ボードゲームなどのゲーム類も禁止です。

#### 4 給食

楽しい給食になるよう、次のことに注意する。

- ① 4時間目終了後、すぐに手洗い・うがいをして着席し、4時間目終了後5分後には配膳を開始できるようにする。
- ② 給食当番は、衛生に気をつけて配膳をすること。
- ③ 給食当番は、エプロンと三角巾を必ず着用すること。毎週末には持ち帰り、洗濯をして週明けに提出すること。
- ④ 協力して早く配膳（4時間目終了後5分後には配膳開始を目指す）し、給食終了時には指示された方法できれいに片付ける。
- ⑤ 給食終了のチャイム（50分授業の時は13:05、45分授業の時は12:45）までは教室から出ない。

#### 5 清掃活動

快適な学校のために、次のことに注意する。

- ① 清掃班は各クラスの清掃担当区域を、責任をもってきれいにする。
- ② 清掃終了後、必ず担当の先生に確認していただき、班員全員で報告会をして解散する。
- ③ 担当区域のゴミ箱内のゴミは、少量であっても毎日ゴミ捨てを行う。

#### 6 放課後の活動

委員会活動・部活動などを活発に進めるために、次のことに注意する。

- ① 委員会活動・部活動・補充教室・行事以外での居残りはできないため、終学活終了後、清掃活動等の係活動を速やかに実施し下校する。
- ② 最終下校時刻は、5時間授業の時は15:00、6時間授業の時は16:00とする。  
※但し、先生の指示、許可の元であれば活動することができる。
- ③ 部活動の更衣は、更衣室または指示された場所で行うこと。教室に物を置いたり、活動終了後に教室に出入りしたりしてはならない。
- ④ 活動中の服装は各部で決められた物以外の着用は禁止する。
- ⑤ やむを得ず再登校する場合であっても、自転車を利用してはならない。
- ⑥ 委員会や係活動を行うときは、効率よく作業を進め、むやみに遅くならないようにする。
- ⑦ 下校時間が遅くなった場合は、安全面に気を付けできる限り集団で下校する。
- ⑧ 寄り道や話をしていて遅くなることのないようにする。
- ⑨ 帰宅後は、標準服、体育着（ジャージ）、部活着で自転車に乗ったり、遊びに行ったりせず、必ず私服に着替えて次の行動に移ること。

## 7 校内施設の扱い

以下の点に注意して行動すること。

- ① 全校朝礼や学年集会等、学年全体で移動する際に利用する階段は、1年生は東階段（イエロー）、2年生は北階段（オレンジ）、3年生は中央階段（ブルー）とする。その他の移動時に使用する階段も前述を基本とするが、教室移動の際、次に授業に遅れないように各箇所を使用してもよい。ただし、他学年のフロアや教室の前をできる限り通らないようにすること。
- ② 使用するトイレは、1年生は3階南トイレ、2年生は3階北トイレ、3年生は2階南トイレを使用することとする。1階北トイレは状況に応じて全校生徒が使用できる。
- ③ 特別教室には指示がある場合のみ使用し、それ以外には無断で入らない。
- ④ 保健室を利用する場合は、必ず先生に【保健連絡票（ピンク）】に記入してもらうこと。
- ⑤ 委員会活動・部活動・補充教室・行事を除いて、他クラス（他学年フロア）への出入りは禁止とする。
- ⑥ 机や椅子は次年度の学年に引き渡すため、大切に扱うこと。
- ⑦ 机や椅子を含め、学校内の公共物を破損した場合は、【破損届】を作成する。故意に破損した場合は、弁償してもらう場合もある。

## 8 服装について

- ① 緑野中学校の生徒として自信と自覚をもって標準服を着用すること。（次項参照）
- ② 儀式的行事のある場合は、正装で参加する。
- ③ Yシャツの下には衛生上、肌着の着用を心がける。肌着は華美でないものとする。
- ④ スカートの丈は膝頭が隠れる長さを基本とする。
- ⑤ 標準服は、スカートもしくはスラックスを選択することができる。
- ⑥ 髪は、中学卒業後の進路を見据え、中学生らしく、他人に不快感を感じさせないように常に気を配ること。染色や整髪料の使用、特異な髪形（モヒカン、エクステンション、ライン等の剃り込み等）は一切禁止する。
- ⑦ 装飾品（ミサンガ、ピアス、ネックレス、マニキュア等）は一切禁止する。
- ⑧ 再登校や休日に学校に来るときは、標準服か体育着（ジャージ）で来ること。ただし、部活動の場合は、各部で決められた物を着てよい。

★詳細

	正装	普段の服装
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定ブレザー</li> <li>・Yシャツ（白色 or 水色）</li> <li>・指定スラックス or 指定スカート</li> <li>・ネクタイ or リボンを着用</li> <li>・指定ベスト or 指定セーター着用可</li> <li>・スラックスの場合は肌が見えない長さの靴下を着用（白色 or 紺色 or 黒色 or 灰色などの華美でないもの）</li> <li>・スカートの場合は紺色のハイソックスを着用</li> <li>・スカートの場合、タイツ（紺色 or 黒色 or ベージュ）でも構わない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定ブレザー</li> <li>・Yシャツ（白色 or 水色）</li> <li>・ポロシャツ（白色 or 水色 or 紺色 or 黒色）</li> <li>・指定スラックス or 指定スカート</li> <li>・指定ベスト or 指定セーター着用可 ※ブレザーは着用しなくても良い ※ネクタイ・リボンは着用しなくて良い</li> <li>・靴下はショートソックス可（白色 or 紺色 or 黒色 or 灰色などの華美でないもの）</li> <li>・スカートの場合、タイツ・レギンス（紺色 or 黒色 or ベージュ）でも構わない</li> <li>・レギンスは足首まで長さがあるものとする</li> </ul>
通学靴	運動靴またはローファー （ローファーは黒色または茶色）	
上履き	指定品（1年赤色、2年黄色、3年青色）	
バッグ	移動しやすい物（リュックタイプが望ましい）	
体育着	指定ジャージ（上下）・指定ハーフパンツ・指定半袖シャツ ※卒業生のものでも可	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>*ベルトは紺色 or 黒色 or 茶色などの華美でないものを基本とする。また、装飾のないものとする。（ビス付き、二つ穴等はやめる）</li> <li>*冬期は防寒着、防寒具（手袋、マフラー、耳当て、膝掛け等）を着用しても良い。詳細は別途通知する。</li> <li>*体育授業は運動靴で受けることを基本とする。</li> <li>*髪が肩にかかる長さの生徒は、髪は束ねて体育授業に参加する。ゴムの色は紺色 or 黒色 or 茶色とし、ピン以外の髪飾り（バレッタ、ヘアーバンド、シュシュ等）は使用しないこと。</li> <li>*体育授業を体調不良等で見学する場合は、担当教員に申し出ること。</li> <li>*体育授業を見学する場合でも、特別な理由を除き、体育着で受ける。</li> <li>*ブレザーの前のボタンはとめること。</li> <li>*ケガ等によりやむを得ず異なる服装をするときは、保護者から申し出ること。</li> </ul>	

## 9 その他

よりよい学校生活にするため、次のことに注意する。

- ① 不要な現金や高価な物、学習に必要なのない物は絶対に持ってきてはならない。
- ② 通年で水筒（水・お茶・スポーツドリンク）を持参して良いが、校内では特別な場合を除いて食べ物は持参しない。
- ③ 校内では積極的に挨拶し、気持ち良く学校生活が送れるようにする。
- ④ 相手を傷つける言葉、言ってはならない言葉は絶対に使わない人を目指すこと。
- ⑤ 生徒は職員室への入室はしない。用がある生徒は前後の出入口より先生を呼ぶこと。
- ⑥ 職員室への訪問時には、カバンやコート（防寒具）は廊下に置き、所定の方法で礼儀正しく対応すること。
- ⑦ 登校してから下校するまで、原則として外出（敷地外等）してはならない。
- ⑧ ロッカー内には、指定された教材を置き、常に整理整頓を心がける。
- ⑨ 上履き、下履きを区別し、下駄箱の上段に上履き、下段に下履きを入れること。
- ⑩ 制汗剤の使用に関しては、指定された期間でのみ使用を許可することとする（無臭のもののみ）。時期をみて生活委員会より別途説明がある。
- ⑪ 上履きを忘れた場合は、職員室で所定の手続きを行い、貸出用上履きを借りることができるが、下校の際には必ず返却すること。
- ⑫ 急な雨の場合は、職員室で所定の手続きを行い、貸出用傘を借りることができる。
- ⑬ リップクリーム・ハンドクリーム・日焼け止めは、無着色・無香料のものであれば使用しても良い。日焼け止めは、更衣室・トイレ・放課後の部活動の活動場所で使用し、教室や廊下では使用しないこと。ただし、体育祭の期間はこの限りでない。
- ⑭ 学校生活に必要なのないものは持ってこない。万が一持ってきた場合は、学校で保管し、保護者を通じて返却する。
- ⑮ やむを得ず貴重品を持ってきた場合は、登校時に担任に申し出て保管してもらうこと。
- ⑯ スマートフォン・携帯電話をはじめとする通信機器を所有している者は、個人情報の取扱い等に十分留意し、使用の方法に関しては、保護者と十分話し合って使用すること。
- ⑰ スマートフォン・携帯電話をはじめとする通信機器を所有している者は、他者に対して思いやりの心を持ち使用し、相手を不快にさせる、相手の心を傷つけるといった言葉のやり取りを決して行わないこと。また、個人の氏名や場所が特定されるような写真や情報の公開は決して行わないこと。
- ⑱ スマートフォン・携帯電話をはじめとする通信機器の取扱い方に関しては、本校生徒会が定める【緑野中学校 SNS ルール】（次項参照）を参考にすること。



## 【緑野中学校 SNS ルール】

### 1 使用する時間や時間帯

- (1) 各家庭で時間や時間帯のルールを決めてもらい、それを尊重する。
- (2) 時間の目安として、SNSでの友人とのやりとりは1日1時間以内とする。
- (3) 時間帯の目安として、SNSは夜10時以降は友人とのやりとりには使用しない。
- (4) 食事のとき、勉強のとき、歩いているときなどは使用しない。
- (5)

### 2 トラブルなどに巻き込まれないために

- (1) 保護者の方にインターネットのアクセス制限やフィルタリングをしてもらう。
- (2) SNS上では自分や他人の個人情報は絶対に公表しない。(写真なども公表しない。)
- (3) メッセージを書き込むときは相手にどのように伝わるか、受け取る側の気持ちを考えてから送信する。
- (4) 知らない人とメッセージのやり取りなど絶対に関わらない。

令和6年2月 クラス討議実施

令和6年3月 生徒会にて協議  
職員会議にて検討  
生活のきまり改訂

## 生 徒 会 規 約

### 第1章 総則

第1条 (名称) 本会は、中野区立緑野中学校生徒会と称する。

第2条 (目的) 本会は、顧問教諭の指導のもとに、生徒全員による自主的な活動を促進し、学校生活の充実と向上を図るとともに、生徒一人一人によい社会人としての資質を育てることを目的とする。

第3条 (会員) 本会は、次の会員によって構成される。

正会員 緑野中学校生徒全員

特別会員 緑野中学校校長 教職員

第4条 (最終決定権) 本会は、生徒に任せられた責任および権利の範囲内において、第2条の目的を追求するものであり、最終決定権は本校校長にある。

## 第2章 機関

第5条（機関）第2条の目的を達成するために次の機関を置く。

- 1、生徒会総会
- 2、本部役員会
- 3、中央委員会
- 4、学級委員会
- 5、専門委員会
- 6、選挙管理委員会
- 7、部活動部長会
- 8、特別委員会

## 第3章 生徒会総会

第6条（最高議決機関） 生徒会総会は、本会の最高議決機関である。

第7条（構成会員） 生徒会総会は全会員によって組織される。

第8条（定期総会） 定期総会は、後期（または前期・後期）に開催する。定期総会が取り扱う事案は次の通りである。

- 1、規約の改正
- 2、役員承認
- 3、活動方針の決定と承認
- 4、会員に関する重要な事項の決定

第9条（臨時総会） 生徒会総会は、次の場合臨時に開催することができる。

- 1、正会員の3分の2以上の要求があった場合
- 2、中央委員会が必要と認めた場合

臨時総会が取り扱う事案は次のとおりである。

- ① 規約の改正
- ② 役員解任
- ③ 会員に関する重要事項の決定

第10条（発起） 第9条に規定するところにより臨時総会開催を要求する場合、発起人は必要書類（開催理由 議題）を校長まで提出する。

第11条（公示） 定期総会、臨時総会の開催については1週間前に公示しなければならない。

第12条（議事法） 生徒総会は次の要領によって運営される。

- 1、（成立） 生徒総会は正会員の3分の2以上の出席により成立する。
- 2、（議長団） 生徒会総会の議事運営は、正会員の中から選出された議長団が努める。
- 3、（発言） 生徒総会における会員の発言は議長の許可を得て行う。議事を円滑に進めるために、学級内で事前討議を行い、総会での発言を整理することがある。特別会員は発言権を有することがある
- 4、（議決） 議案の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、議決された事項は、生徒会指導担当から職員会議に提出し、校長の承認を得なければならない。

## 第4章 本部役員会

第13条（構成） 本部役員会は、会長1名、副会長2名、書記2名、総務役員3名の8名によって構成され、必要に応じて本部役員会を開催し、本会の執行にあたる。選出方法は、別記の選挙規定による。

第 14 条（任期） 任期は後期から翌年の前期末までの 1 年間とする。

第 15 条（会長） 会長は生徒会に関する一切の事項に責任を負い、総会、本部役員会、中央委員会を招集する。

第 16 条（副会長） 副会長は会長を補佐し、会長支障の場合は、その任務を代行する

第 17 条（書記） 書記は本会の事務を処理し、その記録の作成保管にあたる。

第 18 条（総務役委員） 総務役員は、本会に関する事務の管理を行い、会長、副会長、書記を補佐する

第 19 条（最高執行機関） 本部役員会は、本会の最高執行機関である。

## 第 5 章 中央委員会

第 20 条（構成） 中央委員会は、本部役員、専門委員会委員長、学級委員によって構成される、中央委員会は総会に次ぐ議決機関である。

第 21 条（業務） 中央委員会は、次の業務を行う。

- 1、生徒会活動の管理と調整
- 2、総会における議決事項の執行
- 3、会員に関する重要事項の検討

## 第 6 章 学級委員会

第 22 条（構成） 学級委員会は、各学級から選出された男女各 1 名の学級委員によって構成される。学級委員は、担任と連絡を取り合って学級をまとめ、よりよい人間関係と協力性が構築されるように配慮する。

第 23 条（業務） 学級委員会は、次の業務を行う。

- 1、学級間の連絡と調整
- 2、学級の意見や要望を中央委員会に報告
- 3、中央委員会の決議事項の連絡

## 第 7 章 専門委員会

第 24 条（構成） 専門委員会は、各学級から選出された専門委員によって構成される。委員は各学級男女各 1 名を原則とする。ただし、生徒数および委員会の活動内容により、担任、担当教諭からの申し出を受けて変更することができる。

第 25 条（生活委員会） 生活委員会は、学校生活の質の向上と学校環境の整備にあたる。

第 26 条（保健委員会） 保健委員会は、生徒の健康と体力の向上、給食活動、保健活動にあたる。

第 27 条（放送委員会） 放送委員会は、放送活動、地域への PR 活動にあたる。

第 28 条（図書委員会） 図書委員会は、生徒の読書力向上と図書の貸し出し、図書室整理にあたる。

第 29 条（美化委員会） 美化委員会は、学校内外の環境整備に務め、清掃用具の管理、大掃除の計画立案、実施における中心となる。また、リサイクル紙や校内美化コンクール等の開催にあたる。

第 30 条（組織） 各委員会では、委員長、副委員長、書記を選出する。委員長は活動の進捗状況や決議事項を中央委員会に報告する。

## 第 8 章 選挙管理委員会

第 31 条（構成） 選挙管理委員会は、本部役員選挙にあたり、各学級から 1 名を選出する。

第 32 条（業務） 選挙管理委員会は、選挙に関するすべての事務を担当し、次の業務を行う。

- 1、選挙期日の決定と公示
- 2、立候補受付
- 3、投票に関する事項
- 4、開票と公示

## 第 9 章 部活動部長会

第 33 条（構成） 部活動部長会は、各部活動の部長によって構成される。

第 34 条（開催） 部活動部長会は、部活動担当教諭の指示により随時開催する。

第 35 条（業務） 部活動部長会は、次の業務を行う。

- 1、部活動間の連絡と調整
- 2、活動における決まりの検討と徹底
- 3、更衣室の清掃

## 第 10 章 特別委員会

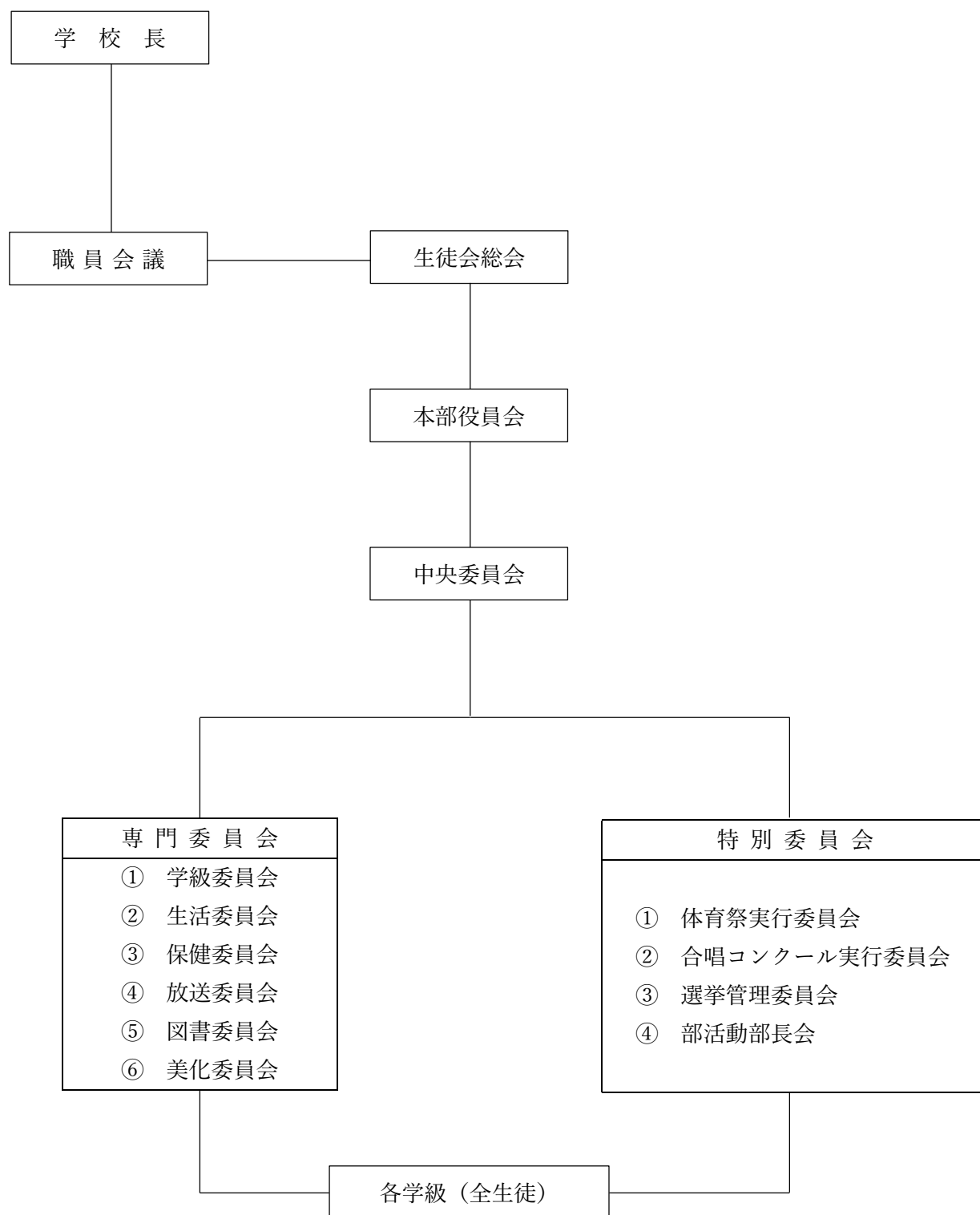
第 36 条（構成） 体育祭実行委員会、学芸発表会実行委員会、地域連携委員会などにあたり、各学級から選出または公募を行う。

第 37 条（業務） 特別委員会は、担当教諭の指導のもと、目的達成を目指して積極的に活動する。

## 第 11 章 補足

第 38 条（施行） 本規約は平成 20 年 10 月 14 日より施行する。

# 生徒会組織図



## 選 挙 規 定

第1条（選挙権） 本部役員選挙権は、本会正会員が有する。

第2条（被選挙権） 本部役員被選挙権は、第1学年および第2学年の全会員が有する。

第3条（選挙日） 本部役員選挙は、前期末に行う。

第4条（選挙管理委員会） 選挙管理委員会は、第8章第31条、第32条の定めるところにより、本部役員選挙立候補者以外で組織し、任務終了後に解散する。

第5条（定員） 本部役員の定員は次の通りとする。

- 1、会長 1名（2年生）
- 2、役員 2年生3名、1年生4名とし、本部役員の選出後に役職を決定する。
- 3、役職 副会長（2年生1名、1年生1名）  
書記（2年生1名、1年生1名）  
総務（2年生1名、1年生2名）

第6条（立候補の届け出） 立候補者は、選挙管理委員会の定めた期日までに会員5名以上の推薦者名簿を添えて、選挙管理委員会に届け出なければならない。

第7条（選挙運動） 立候補者は、選挙管理委員会の定めるところにより、次の選挙運動をすることができる。この規定に違反した場合、選挙管理委員会の協議により立候補者資格を取り消すことがある。

- 1、ポスター掲示
- 2、校内演説
- 3、放送演説

第8条（立会演説会） 選挙管理委員会は立候補者の立会演説会を設定する。

第9条（投票） 無記名投票により、学級別に一齐に行う。投票の管理は、担任の立ち会いのもとに選挙管理委員が行う。

第10条（開票） 開票は生徒会担当教諭の立ち会いのもとに選挙管理委員会が行う。

第11条（無効投票） 次の投票は無効とする。

- 1、正規の用紙でないもの
- 2、規定外の印をつけたもの
- 3、判別が難しいもの

第12条（当選） 得票数の多い順に定員数を当選とする。得票数が同数の場合決選投票を行う。

第13条（信任投票） 立候補者が定員に満たない場合、または定員と同数の場合は信任投票を行う。信任投票は有効投票総数の過半数以上の得票で承認される。

第14条（公示） 選挙管理委員会は、開票後3日以内に開票結果を公示する。

第15条（再選挙） 投票および信任投票の結果、定員に満たない場合は、この規定に従って繰り返し選挙を行うものとする。